

令和８年度における復興庁の中小企業者に関する契約の方針

復興庁は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和８年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当庁は、令和８年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約において前年度までの実績を上回るよう努め、比率が５７．７％、金額が約３．２億円を目標とするものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

経済財政運営と改革の基本方針２０２５（令和７年６月１３日閣議決定）において、重点分野の一つとされているスタートアップが含まれ得る新規中小企業者（官公需法第２条第２項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大に取り組むものとする。

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き３％を目標とするものとする。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する基本的な事項

当庁は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１ 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

（１）技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

① 技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成１２年１０月１０日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。

② 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、再委託先を含めたスタートアップからの公共調達の拡大に向けて、効果的な施策の検討を行うものとする。具体的には、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価

方式) についての申合せ(令和6年6月10日関係府省庁等申合せ)の一層の活用に加えて、資金繰りへの配慮等のスタートアップの参入を促す入札や契約実務等に係る実態把握と運用促進に努めるとともに、S B I R制度等の研究開発成果の積極的な調達、本格調達に向けたデジタルマーケットプレイス等の国等の調達を容易にするツールの活用促進などが含まれる。

(2) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

① 復興局等において消費される物件等については、極力復興局等における調達を促進することとし、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

② 物品及び役務の発注に当たっては、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争入札においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等を評価項目として採用することにより、地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(4) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

(5) 全省庁統一資格の等級に関する配慮

① 一般競争入札及び指名競争入札並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行う際は、極力同一資格等級区分内の者による競争を実施することとし、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

② 一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

③ 資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(6) 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

① 発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等

を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

- ② ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、復興局等を含めて、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

(7) 調達手続の簡素・合理化

競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

(8) 分離・分割発注の推進

- ① 物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

また、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用など発注能力の向上に向けた取組を実施するものとする。

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる処置

(1) 適切な予定価格の作成

- ① 役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・消費税及び地方消費税の負担等

- ② ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の

状況等を考慮するものとする。

- ③ 物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

（２）適正な納期・工期・納入条件等の設定

- ① 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握を行うものとする。
- ② 物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確に設定するものとする。
- ③ 物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示するなどして、実質的な銘柄指定も行わないものとする。

- ④ 物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者に委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除する

ため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるものとする。

(3) 再委託を含めた適正な人件費確保等の周知

役務及び工事等において外注（再委託や再々委託以降を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な請負代金及び工期を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

(5) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を活用するものとする。
- ② 各府省庁等に共通する主要な業種の契約について、業所管省庁が設定した直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査制度の基準を参考に基準の設定を行うものとする。

さらに、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者としがない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

- ③ 低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エ

エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないうり扱うものとする。

- ④ 地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

（６）中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮するものとする。
- ② 中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、当庁に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治２９年法律第８９号）第４６６条第２項の趣旨を踏まえ、当庁は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、当庁の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

（７）知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

（８）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

上記の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて請負代金を設定するものとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

（1）発注情報の公表と説明

- ① 一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報を、ホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。
- ② 発注を行う際、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うものとする。

（2）官公需に関する相談体制の整備

- ① 予算会計企画班の職員を官公需相談担当者とし、「官公需相談窓口」を設置する。
- ② 中小企業関係団体と連携して、特に小企業者（小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する小企業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じた支援を実施するものとする。

4 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

（1）東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支

援するため、特に以下の措置を講ずるものとする。

- ① 官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。
 - ② 被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。
 - ③ 被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。
 - ④ 被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。
 - ⑤ 物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切に契約するものとする。
 - ⑥ 被災地域の復興を支援するため、食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するものとする。また、表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励するものとする。
- （2）令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、特に上記（1）に掲げる①から④までと同様の措置を講ずるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

当庁は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

（1）新規中小企業者への配慮

- ① 役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

- ② 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先を含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

- ③ 新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなきときは、公募の手続を省略して随意契約をすることができることに留意するものとする。
- ④ 指名競争入札による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（いわゆる「トライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、第2の3（2）に掲げる当庁が設置する「官公需相談窓口」において、適切に対応するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている（協定附属書I付表3に関する注釈1）。

（2）官公需適格組合の活用

- ① 官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。
- ② 官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公

表するものとする。

第4 上記第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当庁の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、本庁に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るものとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。

別紙

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

推進本部

本部長 ： 会計担当参事官
本部員 ： 会計担当企画官
 ： 会計担当参事官補佐

(事務局 予算会計企画班)

なお、本部員には、必要に応じて上記以外の者を追加することとする。